

# 岐阜県公報

第二千八百二十号  
平成二十九年二月七日

(火曜日)

## 目次

### 告示

農林水産大臣の保安林を解除しようとする旨の通知	(治山課)	五九 <small>ハ</small>
保安林に指定する予定である旨の通知	(同)	五九
道路の区域変更	(道路維持課)	六〇
道路の供用開始	(同)	六〇

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	六一
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課)	六二
指定自立支援医療機関の指定辞退	(同)	六二
飼料の試験結果	(畜産課)	六二
公共測量の実施	(用地課)	六三
岐阜県第三次河川情報システム開発業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告	(河川課)	六三

## 告示

岐阜県告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
本巣市金原字金坂一五四の一七
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

岐阜県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市大字三田洞字金蔵坊一五六の一、一五六の三、一五七の一、一五八の一、一五八の二、一五九の一、一五九の二、一六一、字姥ヶ洞一六二から一六五まで、一六七、一六九から一七四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村五加字讓葉四三二の一、四三二の二から四三三の五まで、四三七の一、四三九から四四七まで、四四八の一、四四八の二、四四九の一から四四九の三まで、四五〇の一から四五〇の三まで、四五一、四五二の一、四五二の二、字柳洞四五四の一、四五四の四、四五八、四五九、四六〇の一、四六一から四六四まで、四六五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年二月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更別後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	高山岩井線 高山停車場	高山市塩屋町二八九番 一地从先から 同市同町二一九四番 一地从先まで	前	三〇・四 四三・五	二六四・五	
			後	二〇・〇 二五・〇	二六四・五	

岐阜県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年二月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

国道	一般	号	四百十八
道路の種類	路線名	区	間
	山県市笹賀田栗入会字水榎二番八地先から		
	同 市田栗字水榎二四番一地先まで		
	延(メー)長	の	日
	四七〇	平	成
	二六・二七	平	成
	備(区域)考	決(定)又(は)	示(年)月(日)
	六・三	平	成
	三	六	三

岐阜県告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年二月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	白鹿山倉線
道路の種類	路線名
	郡上市和良町宮代字歩岐二〇五四番三地先から
	同 市同 町同 字同 二〇五〇番五地先まで
	延(メー)長
	一四七・四
	の
	日
	平
	成
	二六・二七
	平
	成
	六・三
	二

岐阜県告示第五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年二月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	古野井上線
道路の種類	路線名
	加茂郡八百津町上牧野字倉曾五一番三地先から
	同 郡同 町同 字兼行五三番三地先まで
	延(メー)長
	二五・五
	の
	日
	平
	成
	二六・二七
	平
	成
	六・三
	三

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十九年一月十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜心臓リハビリテーションネットワーク

三 代表者の氏名 湊口 信也

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市須賀四丁目八番九号

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県内その他周辺地域の市民に対して、包括的心臓リハビリテーションを提供する医療連携地域連携のシステムを構築及び継続する事業を行い、循環器疾患のトータルケアや健康寿命の延長に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
アカシクリニク	一 可児郡御嵩町上恵土二二八五	精神通院	平成 二九・二 一

（指定訪問看護事業者等）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
シルクケア岐阜訪問看護リハビリテーション	岐阜市清本町一〇丁目二〇番地	精神通院	平成 二九・二 一
訪問看護ステーション 仁 瑞浪	瑞浪市南小田町二丁目三二番地 フアミニユワカマツ二〇五号	精神通院	平成 二九・二 一

ひだ訪問看護ステーション	高山市中切町一番地一	精神通院	平成 二九・二 一
--------------	------------	------	-----------------

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 退 年 月 日
アカシクリニク	一 可児郡御嵩町上恵土二二八五	精神通院	平成 二六・三 三

飼料の試験結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十八年十一月に収去された飼料の試験の結果の概要を公表する。

平成二十九年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

製造事業者等の名称及び所在地	収 取 場 所	飼 料 の 名 称	種 入 年 月	試 験 項 目	適 用 反 対 の 内 容



岐阜県第三次河川情報システム開発業務委託について仕様書案の作成が完了したの  
次のおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十九年二月七日

岐阜県土木 田 耕

Maintenance Section, River Management Division,  
Department of Prefectural Land Management, Gifu Prefectural  
Government  
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570  
Tel: 058-272-8593

1 調達役務の名称及び数量

岐阜県第3次河川情報システム開発業務委託 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成29年2月27日(月)午後5時(郵送の場合は、必着のこと。)

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県土木整備部河川課維持係

電話 058 272 8593

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成29年2月7日(火)から平成29年2月21日(火)までの毎日(県

の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:

Development project of the 3rd Gifu Prefectural river information

systems

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 7 February 2017 through 21

February 2017 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the

materials for comment: 5:00 p.m., 27 February 2017

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00

p.m., 27 February 2017.)

(4) For further information, please contact:

平成二十九年二月七日

発行所 岐阜県土木 田 耕

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社